

令和7年度 唐津市立肥前中学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。唐津市立肥前中学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、「どの学校でもどの学級でも起り得る」という認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にP D C Aサイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

- 基本的生活習慣の育成
- 仲間づくりの授業・行事
- いじめに関する授業
- 人権・同和教育の充実

居場所づくり・絆づくり

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

- 相談窓口の周知
- アンケート等の実施
- 管理職による日常的な校内巡回
- 休み時間等における教員の校内巡回
- 保護者会についてじめについて共通理解
- スクールカウンセラーによる面接

重大事態への対応

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- いじめられた生徒の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談・連携
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携
- 市教委等が実施する調査への協力

肥前中学校いじめ防止対策委員会（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

- 校長・教頭・事務長・生徒指導主事（委員長）・生徒指導部会教員・養護教諭のほか、必要に応じて学校評議員、スクールカウンセラーなど外部の専門家や保護者も参加
- 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（P D C Aサイクル）
 - いじめの相談・通報の窓口
 - いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
 - 保護者との連携
 - いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
 - 市教委の判断によっては重大事態の調査を実施

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの生徒も被害者や加害者になりうる危険性を持っている。いじめに関しては、これらの基本的な考え方をもとに、教職員が日頃より些細な兆候を見逃さず、学校全体として組織的にその防止に努めなければならない。

もとより学校は、すべての生徒が安全に安心して学び続ける環境を提供する責務がある。そのためには、生徒一人一人を大切にし、生徒が自分のみならず、相手の命や生きる権利を深く理解し、互いに認め合う共感的な人間関係づくりに取り組んでいく。更に、学校・保護者・地域との連携により、学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己肯定感を育み、健全な成長を図る魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは生徒が、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、一定の人間関係のある者から、「身体的暴力」や「金品のゆすり・たかり」「個人の所有物隠し」など物理的な攻撃や「仲間外れ」や「集団による無視」など心理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている様態を指す。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けたと思われる個々の生徒の立場・気持ちを重視して行われなければならない。

3 いじめ防止対策組織

校内組織の「いじめ防止対策委員会」を充実させ、教職員が学級経営や教科経営において生徒一人一人を観察するよう努める。いじめの兆候や懸念、教育面談等を通じた「いじめ」の訴えを見逃さないように努める。また、当該教職員が一人で抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事及び生徒指導担当職員、養護教諭で構成し、必要に応じスクールカウンセラーや育友会役員、学校評議員等と連携する。

(1) 「いじめ防止対策組織の役割」

① 「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・計画的な生活アンケートやQ-Uアンケート等の実施及び分析を行い、情報を教職員で共有化する。
- ・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策が実効あるものであるか検討し、必要に応じて改善を図る。

② 教職員の共通理解と危機意識の高揚

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と危機意識の高揚を図る。
 - ・生活アンケートやQ-Uアンケート、教育相談等の内容集約・分析、情報の共有化、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発
- ・隨時、学校通信やホームページ等、青少年健全育成協議会等を通じて、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、地域との連携を図りながら「いじめ防止」を推進する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめが懸念されるとの情報があった場合には、被害生徒、加害生徒の心情に十分配慮し、正確な事実把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織するとともに唐津市教育委員会に連絡する。
 - ・事案への対応については「いじめ防止対策委員会」を中心に、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等外部の専門家・関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の被害生徒・加害生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめ防止等に関する具体的取組

(1) いじめの未然防止への取組

- ① 生徒同士の健全な関わりを大切にし、共感的な人間関係づくりを目指した学級経営や教科経営を進める。
- ② 学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己存在感や自己有用感を育むよう努める。
- ③ 道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動やボランティア活動を通じて、命の大切さや、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育や情報安全教育を推進し、生徒にパソコンやスマートフォン等情報通信機器の健全な利用とマナー等について理解を深めさせ、ネットやラインでの誹謗・中傷等ネットいじめの被害者または加害者にならないよう指導に努める。
- ⑤ 生徒自らが「いじめの無い学校」を目指し、生徒の行動レベルとしていじめ撲滅に努めるよう、生徒会を中心とした実践活動を指導、支援する。

(2) いじめの早期発見への取組

- ① 教職員の日ごろからの見取は勿論のこと、原則、生活アンケートを月に1回、Q-Uアンケートと教育相談をそれぞれ年間2回実施し、生徒の小さな変容やサインを見逃さないよう努める。
- ② 学校行事等の諸活動を通じて担任教師はもとより、全教職員と生徒の共感的な人間関係づくりや

保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい雰囲気づくり、環境づくり等に努める。

- ③ いじめ相談電話等、外部の関係機関を紹介し、生徒が一人で抱え込まないよう、相談しやすい環境づくりに努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめを覚知したら、「いじめ防止対策委員会」を中心に情報を収集し、認知した場合組織的且つ迅速に対応する。
- ② 被害生徒を守り抜くという姿勢で対応し、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、いじめの問題性など毅然とした姿勢で指導や支援に臨み、再発防止に努める。
- ③ 教職員の共通理解を図り、保護者の理解・協力を得て、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、事案により、警察署や児童相談所等の関係機関との連携のもと、解決・解消に取り組む。
- ④ ネットやラインによる誹謗・中傷など、加害者が他校生徒など広範囲にわたる場合は関係校の生徒指導担当職員や関係校のいじめ防止対策委員会などと連絡を密にし、事案により警察署や法務局、ネット管理会社などとも連携して解決・解消に取り組む。
- ⑤ いじめの加害者や被害者以外の傍観者（いじめが起きた集団）への指導も行い、傍観者も加害者であることを徹底して理解させ、「いじめを見過ごさない」「見て見ぬふりをしない」「生み出さない」集団作りに取り組み、再発防止に努める。

5 重大事案への対応

- (1) 重大事案が発生した場合は、速やかに唐津市教育委員会に報告し、本校が作成した「重大事案対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、唐津市教育委員会に指導・助言を仰ぎ、被害生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・改善

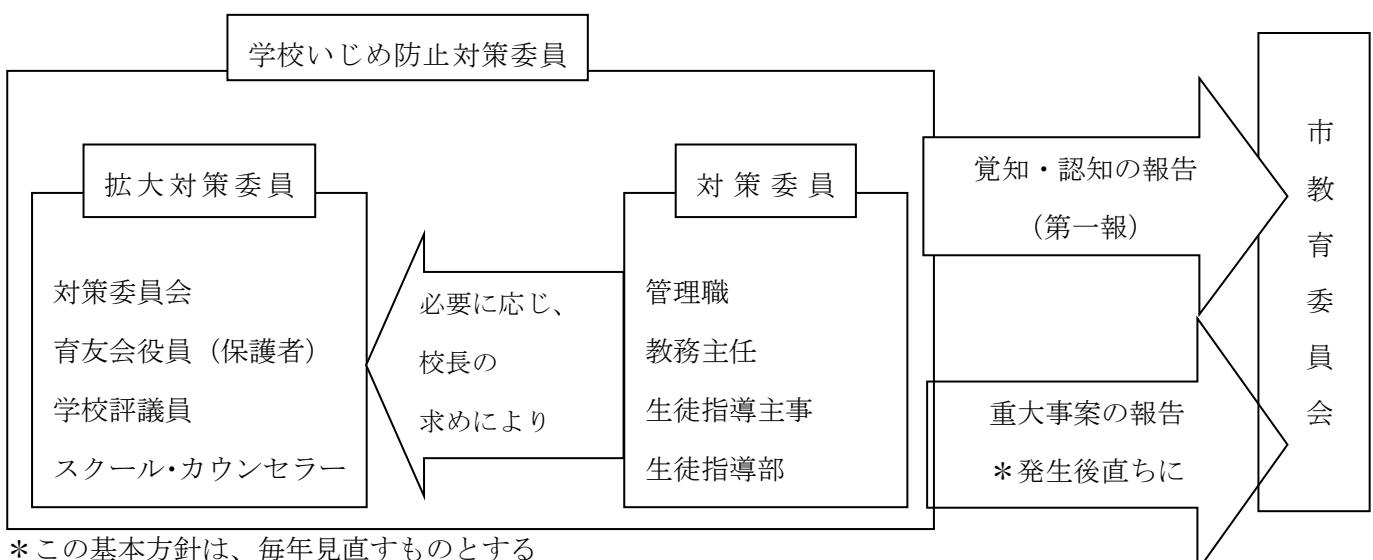
- (1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルに基づいて見直し、より実効性のある取組となるよう改善を図る。
- (2) 学校評価に盛り込まれているいじめに関する項目を検討し、評価結果に基づいて「いじめ対策委

員会」で取組の改善を図る。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画的に実施し、生徒理解やいじめに対応する教職員の資質向上を図る。
- (2) 生徒理解協議会を原則、月1回開催し、生徒の現状把握や事案対応の共通理解を図り、組織として対応する体制づくりを行う。
- (3) 生徒指導委員会（校長・教頭・生徒指導主事及び各学年生徒指導担当職員）を原則、週1回開催し、情報交換を行う。
- (4) 長期休業の事前・事後にもいじめ防止のための指導を行う。
- (5) 「いじめ防止基本方針」は、年度当初の4月に学校経営指針の一つとして保護者に知らせる。
- (6) 年1回「いじめ防止対策委員会」（校長、教頭、生徒指導主事、いじめ防止対策委員）を開催する。

【重大事案の対応フロー図】



*この基本方針は、毎年見直すものとする